

田所家文書 『嚴島社祭礼次第田所主税(嚴嶋定勅使)』

嚴嶋初申神事と田所(国府上卿)の役割

田所旧記、祭礼控(仮称寛政年間一七八九〜一八〇〇か)広島県安芸郡府中町田所恒之輔蔵

(事)

卯ノ日之神□

一、惣社大明神へ出勤 俗に中の夜祭ト云 社中一同
但、長行司ニ而、社中 応相濟 惣社^五参向

一、神楽舞執行 田所主税

一、御歌奏ス 口伝在 飯田甚兵衛 三宅孫太郎

但、惣社より銘々帰着、飯田甚兵衛エハ田所同道ニテ長行司へ帰ル
午の日朝正六ツ時(御前八時)より出勤

(事)

一、惣社^三而 大海神楽神□ 社中一同出勤但し田所ハ出勤不在

一、廿五膳大豆飯御供備ル 長行司より仕出し

内十五膳敷紙在 十膳は敷紙なし

一、□□□御祓□方執行 三宅孫太郎 但敷紙執行石津林次

奉幣神人亀執行

大吞氏

神供献

但神酒神供 直会在

神供配分 惣社中區

大吞大行司など配分之次第在

一、同日暮六ツ時嚴嶋^江出船 仁保島向灘辺より乗船

但□□下□□候得共、神酒を開く、船玉の神酒と云

一、翌末ノ朝日ノ出ヲ待合 着船

始終船住居

田所主税

但食事餅長行事より供、焼石の餅と云

着(宿)

飯田甚兵衛

山口屋表座敷

三宅孫太郎

三宅源八

石津林次

同奥座敷

山田忠大夫

同次ノ間

田所、長行事人足共

倉橋屋

山田 齊、山田次助

但嚴島社中へ上勤着座之次第も在

申□

(事)

一、御神□ 四ツ時を打つと一同装束仕候^而

但山口屋表座敷へ一同集会祝杯在

- 一、九ツ時を打と一同社参之次第在
- 一、御散米 飯田甚兵エより奉備
- 一、御幣串五拾壹本 長行司左近より奉備
- 一、式束五状 田所主税より奉備 但此紙ハ惣社中米にて調
- 一、御本社へ参詣 一同神拜 但右供物客人社へ分ケ備ル殿島社入
- 一、夫より客人社神事ニ参ル 府中、殿島社人一同
- 一、上卿御歌執行 口伝在 飯田甚兵エ、三宅孫太郎
- 一、同笛 殿島楽頭
- 一、客人社御神前ニテ神酒備ヘル 田所主税
- 一、同大床ニ^而奉幣 同人
- 一、同所ニテ榊葉之舞 祝師 斉、田所主税
- 一、組入レニ^而 舞右但し 三宅源八、山田忠大夫
- 一、同所ニテ始終御歌ヲ会^{ニ々口伝在} 飯田甚兵エ、三宅孫太郎
- 一、又大床ニテ榊葉舞 祝師 斉、田所主税
- 一、同所ニテ舞 三宅孫太郎、山田忠大夫
- 右三日間始終
- 一、同所ニテ御歌数々奏ス^{ニ々口伝在} 三宅孫太郎、山田忠大夫
- 一、同所にて舞 一返 殿島兩棚守^{替ル}□
- 一、同所にて樂執行^{フエ} 殿島楽頭^{ケイ}三宅孫太郎^{タイ}飯田甚兵エ
- 右御神事相濟御本社^江一同帰ル
- 一、上卿御歌 口伝在 飯田甚兵エ 三宅孫太郎
- 一、同笛 殿島楽頭
- 一、御本社御神事も客人社之通 右略ス
- 一、御歌ハ両社数々替リ在 一々口伝也
- 右両社御神事相濟帰着 吹志町前
- 一、酉ノ朝日ノ出 宮嶋出船 同夕帰着
- (カ)
- 一、八幡別宮へ参殿 神詞相濟拜殿へ下リ 田所榊葉舞 飯田三宅御歌ヲ奏ス口伝
- 船上リ之神事ト云
- 一、山王社^ニ奉幣 榊葉ノ舞 田所主税
- 一、舞 三宅源八、山田忠大夫
- 一、樂 飯田甚兵エ、三宅孫太郎
- 右御神事相濟田所へ帰り饗応在 是が俗ニ雉子開きト云
- (諸入用など中米を以忠大夫より仕出し
- 一、殿島両社大明神 御鎮祭勤仕
- 右二月初申神事之通在 略ス 但し
- 霜月ニハ御本社^ニ御シメリ在

右田所神事執行覚の如し
寛政年間のもものと推定される